

地域保健法における地方衛生研究所等の体制強化について

厚生労働省 健康・生活衛生局健康課
地域保健室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地方衛生研究所の沿革

明治期

細菌検査所、衛生試験所設置

昭和期

昭和23年 地方自治法改正により都道府県に衛生部設置、地方衛生研究所設置要綱の策定

昭和35年 全県に地方衛生研究所設置

昭和36年 地方衛生研究所全国協議会設置

平成

平成6年 地域保健法改正、「地域保健対策の推進に関する基本指針」策定

保健所法に基づく保健所を中心とする地域保健対策の枠組みを抜本的に改め、地域保健対策の総合的な推進や強化を図る。

平成9年 地方衛生研究所設置要綱の全部改正

平成6年の地域保健法改正を踏まえ、地方衛生研究所設置要綱をあらたに通知。地方衛生研究所を地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として再編成し、一層の機能強化（行政検査等の精度管理、公衆衛生に関する地方拠点としての業務の実施等）を図る。

令和

令和4年 感染症法・地域保健法改正

- 都道府県と管内の保健所設置市や特別区を構成員とする都道府県連携協議会を創設（令和5年4月1日施行）。
都道府県、保健所設置市等は、平時のうちから検査体制等について連携協議会で議論し、予防計画を策定する（令和6年4月1日施行）。
- 今後の新興・再興感染症のまん延等の健康危機に的確に対処できるよう、全国の保健所設置自治体は、**専門的な知識・技術を必要とする試験検査・調査研究等の業務を行うために必要な体制整備（地方衛生研究所等）等を講ずる。**

令和5年 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を改正

地方衛生研究所等の体制強化に向けて、**法的位置づけや体制整備の基本的な指針、平時からの計画的な準備に当たり重要な事項**について記載する。
地方衛生研究所等は、感染症法に基づき連携協議会の議論に積極的に関与し、予防計画等と整合性を確保しながら健康危機対処計画を策定。

令和5年 「地方衛生研究所等の整備における留意事項について（通知）」を発出

地域保健法や地域保健対策の推進に関する基本的な指針の改正で地方衛生研究所等の法的位置づけを明確にしたことに伴い、地方衛生研究所設置要綱を廃止。新たに、地方衛生研究所等を中心とした健康危機管理体制の強化について通知。

令和5年 地域保健法改正（令和7年4月1日施行）

地方衛生研究所等と国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」）の連携強化の必要性等を踏まえ、試験検査やサーベイランス（情報収集、整理、分析、提供）など、地方衛生研究所等とJIHSとの間で行われる連携業務を法定化。
本改正に際し、調査研究や試験検査等を実施する自治体の機関を「地方衛生研究所等」と規定し明確化。

新型コロナウイルス
ウイルス感染症
に関する取組を
踏まえ、
次の感染症危機
に備えた見直し

地方衛生研究所に係る課題と対応の方向性

課題	対応の方向性
<p>有識者会議報告書（※1）</p> <p>○ 感染症対応の基本はまず検査を正確に行うことであるが、<u>設置が都道府県等に委ねられている地方衛生研究所の法令上の位置付けが不明確であり、発生初期の段階において、地方衛生研究所における検査体制は十分でなく、その能力拡充も遅々として進まなかった。</u></p> <p>○ また、検体採取や検査を行う医療機関における個人防護具（PPE）の不足や検体搬送の煩雑さ、感染拡大に伴う保健所業務のひっ迫などから、検査数がなかなか増加せず、検査ニーズの高まりに十分対応することができなかった。</p>	<p>有識者会議報告書（※1）</p> <p>○ こうしたことから、<u>感染初期段階から必要な検査が円滑に確保されるよう、公的部門の体制整備をはじめ民間検査機関との協力関係の構築など検査体制を抜本的に強化</u>することが必要である。</p> <p>コロナ対策本部決定（※2）</p> <p>○ <u>検査が感染初期の段階から円滑に実施されるよう、都道府県等が必要な体制を整備</u>するほか、民間の検査機関の活用も推進する等、検査体制を抜本的に強化する。</p> <p>（具体的事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都道府県、保健所設置市・特別区が試験検査・調査研究等をするために必要な体制（地方衛生研究所等）を整備する。</u> ・ <u>都道府県、保健所設置市・特別区は、検査の実施能力の確保に関して数値目標を設定し、検査実施機関との間で協定を締結すること</u>で、<u>計画的に検査能力を確保</u>することとする。 ・ 検査試薬や検査キット等、検査に必要な物資の確保 <p style="text-align: right;">等</p>

※1 「新型コロナウイルス感染症対応について」抜粋（2022年6月15日 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議 報告書）
 ※2 「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」抜粋
 （2022年6月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

■改正後の感染症法

<都道府県連携協議会：令和5年4月1日施行>

第10条の2 都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条各号に掲げる機関をいう。）その他の関係機関により構成される協議会（以下この条において「都道府県連携協議会」という。）を組織するものとする。

2 都道府県連携協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るものとする。

3～5 （略）

<予防計画：令和6年4月1日施行>

第10条 （略）

2 前項の予防計画は、当該都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 （略）

三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

四～十 （略）

十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

十二 （略）

3～13 （略）

14 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

15 前項の予防計画は、当該保健所設置市等における次に掲げる事項について定めるものとする。

一 第二項第一号、第三号、第五号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事項

二 病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

16～19 （略）

附帯決議【保健所・地衛研関係部分】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）
（令和4年11月4日 衆議院厚生労働委員会）

二 保健所設置自治体が予防計画を作成するに当たり、市町村の意見を十分に聴き、市町村の役割を明確にし、保健所の負担軽減につながる方針を示すこと。

九 地方衛生研究所について、本法の趣旨を踏まえ、法律上の位置付けを明確にしつつ、その体制整備等についての基本的な指針を地方公共団体に示すとともに、保健所及び地方衛生研究所の人員及び予算を確保し、試験及び検査、調査及び研究等のより一層の体制強化を図ること。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）
（令和4年11月24日 参議院厚生労働委員会）

二 保健所設置自治体が予防計画を作成するに当たり、市町村の意見を十分に聴き、市町村の役割を明確にし、保健所の負担軽減につながる方針を示すこと。

九 地方衛生研究所について、本法の趣旨を踏まえ、法律上の位置付けを明確にしつつ、その体制整備等についての基本的な指針を地方公共団体に示すとともに、保健所及び地方衛生研究所の人員及び予算を確保し、試験及び検査、調査及び研究等のより一層の体制強化を図ること。

■改正後の地域保健法

<地衛研等：令和5年4月1日施行>

第6章 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置

第26条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であつて、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びにこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行うため、必要な体制の整備、他の同項に規定する地方公共団体との連携の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

第27条 国は、前条の規定に基づいて実施する措置が円滑に実施されるように、第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

感染症法等改正を踏まえた「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正

改正の経緯・趣旨

- 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）は、厚生労働大臣が地域保健法に基づき、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進の基本的な方向や、保健所・市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的な事項等を定めるもの。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年臨時国会において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）が成立し、
 - ・ 感染症法においては、予防計画の記載事項の充実や都道府県と保健所設置市・特別区等による連携協議会の創設等が行われるとともに、
 - ・ 地域保健法においては、保健所業務を支援するIHEATや**専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等が法定化**されたところ。これらの法改正を踏まえて、指針の記載を以下のように見直す。
- 令和5年3月に告示、同年**4月1日から適用**。

改正の主なポイント

1 基本的な考え方

- 広域的な感染症のまん延に対応するための国、広域自治体たる都道府県、保健所設置自治体の役割の明確化
- 健康危機に備えた計画的な体制整備の推進

2 保健所の健康危機管理体制

- 広域的な感染症のまん延に備えた人材の活用（IHEAT、自治体間の職員の応援派遣）や人材育成のための取組
- 統括保健師等のマネジメントを担う保健師の配置
- 市町村や関係団体等との連携強化
- 健康危機対処計画の策定

3 地方衛生研究所の健康危機管理体制

- 地方衛生研究所の法的位置づけや体制整備の基本的指針
- 人材育成・実践型訓練の実施
- 国立感染症研究所や関係機関等との連携強化
- 健康危機対処計画の策定

1 基本的な考え方

○ 国、広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体の役割を明確化

保健所設置自治体：保健所や地方衛生研究所における人員体制や設備等を平時から計画的に整備。実践型訓練による即応人材の育成等を推進

都道府県：都道府県域の自治体や関係機関との連携体制を整備（都道府県連携協議会）、保健所設置自治体の人材育成を支援（研修や訓練等）

国：都道府県や保健所設置自治体の人材育成を支援（IHEAT研修等）、広域応援体制の構築・運用（自治体間応援派遣等）

○ 健康危機に備えた計画的な体制整備の推進

平時から健康危機発生時に備えて計画的な体制整備を行うため、

・保健所設置自治体は、保健所や地方衛生研究所における人員体制（応援体制を含む）の確保や育成（研修や訓練等の実施）、必要な機器や機材の整備、関係機関等との連携を図るとともに、保健所体制や**地衛研を含む検査体制等について予防計画を策定**

・保健所や地方衛生研究所は、**外部委託や業務一元化、ICT等を活用した業務効率化をするとともに、実践型訓練等による人材育成を推進。**

予防計画等との整合性を確保しながら健康危機対処計画を策定

2 保健所の健康危機管理体制

健康危機に対応への対応と同時に、健康危機発生時においても健康づくりなど地域保健対策の拠点として機能が発揮できるよう、国、広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体、保健所の役割や平時からの計画的な体制整備等に当たり重要な事項について記載。

○ 有事における人員体制（IHEAT要員等を含む）の確保

外部人材の活用を含めた人材の確保、受入体制の整備

○ マネジメント体制強化

保健所に統括保健師等を配置し、保健所長等と連携

○ 人材育成・実践型訓練

本庁等と連携した人材育成・実践型訓練の実施（IHEAT要員や応援職員を含む）

○ 市町村や医師会等、関係団体との平時からの連携強化

○ 健康危機対処計画の策定（保健所単位）

※ 予防計画と対応し、既存マニュアルの見直し等により策定。

3 地方衛生研究所等の健康危機管理体制

健康危機管理体制の中核機関の一つとして位置づけ。都道府県が主導し、都道府県単位での検査体制の構築や人材育成の充実を推進。地方衛生研究所の体制強化に向けて、法的な位置づけや体制整備の基本的な指針、平時からの計画的な準備に当たり重要な事項について記載。

○ 法的な位置づけの明確化

自治体の責務として、地方衛生研究所の体制整備や他の自治体との連携強化を図るべきことを明記（地域保健法第26条）

○ 地方衛生研究所の体制整備の基本的な指針

都道府県主導の下、都道府県単位での機能強化

- ・試験検査：都道府県と指定都市は必ず整備
- ・調査研究、情報収集、研修：都道府県単位で必ず整備
- ※ 地衛研等を持たない自治体や小さな地衛研等は都道府県等と連携。

○ 人材育成・実践型訓練

本庁や保健所等と連携した人材育成・実践型訓練の実施

○ 国立感染症研究所や他の地方衛生研究所等との連携強化

○ 健康危機対処計画の策定（地方衛生研究所単位）

※ 予防計画と対応し、既存マニュアルの見直し等により策定

感染症法等の改正を踏まえた地方衛生研究所の強化【体制整備の在り方】

地域保健法の改正概要

- ◆ 今後の感染症のまん延等健康危機に的確に対処できるよう、全国の保健所設置自治体に対し、専門的な知識・技術を必要とする試験検査・調査研究等の業務を行うために必要な体制整備・連携確保等を講ずる責務規定（第26条関係）。
- ◆ 国に対し、体制整備等を行う自治体に対して助言・指導・その他の援助を実施する努力義務規定（第27条関係）。

地域保健に関する調査研究及び試験検査に関する体制整備等の在り方

- 健康危機に対応するため、都道府県と指定都市に専門的な試験検査（主要項目）について自ら体制（地方衛生研究所等）を整備することを求めるとともに、試験検査の質を支える調査研究、研修指導及び情報収集・解析・提供について、少なくとも都道府県単位で体制を整備することを求める。
- 財政規模の小さい指定都市以外の保健所設置市や特別区は、自ら体制の整備ができない/不十分な場合には、都道府県や指定都市との連携により補完することを求める。

機能	想定される主な内容	都道府県	指定都市	指定都市以外の保健所設置市/特別区
試験検査 (主要項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナ感染症のように急速に地域で拡大する感染症や食中毒等の試験及び検査。 ・ 健康危機の際に初期の検査を担う公的検査体制。 	◎ 必須	◎ 必須	
(稀少項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風土病、稀少ウイルス等の試験及び検査。 ※ 現在「レファレンスセンター」という形で国立健康危機管理研究機構と地方衛生研究所間における連携体制により実施されている。 	△ 必須ではない ※ 引き続き <u>全国規模での連携体制</u> で対応		△
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健に関する基礎研究、疫学研究。 ・ 試験検査能力の向上に資する調査研究。 ・ 試験検査の精度向上や技術開発に資する調査研究。 	○ 都道府県単位で必須		自前で整備することも可能であるが、 <u>都道府県や指定都市との連携により、不足する機能の全部又は一部を補完</u>
研修指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健に係る業務に携わる人材育成のための研修指導。 ・ 地域全体の試験検査能力や調査研究能力の向上につながる研修指導。 	※ 自ら実施するほか、 <u>自治体間の連携による都道府県単位での整備</u> （都道府県での一元化や個別自治体間の連携） <u>も可能</u>		
情報収集・解析・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健に関する情報収集、解析、関係者・住民等への情報提供。 ・ 地域住民の公衆衛生に関する情報（感染症の感染状況や生活環境）を速やかに把握する。 ・ 健康危機において適確な対応や地域住民の行動につながる情報収集・解析・提供。 			

感染症法等の改正を踏まえた地方衛生研究所の強化【求められる役割等】

- ◆ 地衛研等は、特に健康危機発生初期（民間検査機関が立ち上がるまでの期間）においては、国立健康危機管理研究機構（以下、JIHSという。）と密接に連携しつつ、地域の試験検査の中核としての役割が求められていること。また、感染拡大期などにおいては、JIHSや他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の新たな知見の収集や変異株の状況分析等を行い、自治体や保健所に提供するなどサーベランス機能を発揮することが求められている。こうした**危機対応と同時に健康危機管理における専門技術的な拠点としての機能を発揮できるよう、平時のうちから有事に備え体制を強化する。**

保健所設置自治体における必要な体制整備の在り方（地域保健法第26条：地衛研の整備）：

「試験検査」は、健康危機への対処に必要な不可欠な機能であることから**都道府県・指定都市は地衛研を設置**し、試験検査体制を整備する。その他機能（「調査研究」、「公衆衛生情報等の収集・解析・提供」、「研修指導」）は、**都道府県が主導して、少なくとも都道府県に1つは整備**する。地衛研を自ら整備できない**指定都市以外の保健所設置市や特別区は、都道府県や指定都市との連携により必要な機能を補完。**

保健所設置自治体

- ※ 地衛研等設置主体としての都道府県、指定都市、指定都市以外の保健所設置市・特別区



地衛研等の人員体制や整備の強化

役割： 自治体の責務として、平時のうちから地衛研等における人員体制や整備等を整えていくことが必要。有事の際には、地衛研等の状況を把握し、都道府県や他の市町村と密接連携し対応を行うことが求められる。

【健康危機管理体制の強化】

- ・ 本庁は、連携協議会等を活用し有事の際に迅速に移行等できるよう地衛研等を含む検査体制等について**予防計画**を策定。
- ・ 地衛研等は、**予防計画等との整合性を確保しながら平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるための「健康危機対処計画」**を策定。
- ・ 人員体制の整備・計画や検査機器の整備・メンテナンス、調査研究の充実等平時からの準備。

【連携の強化】

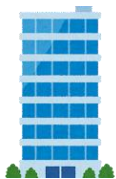
- ・ 感染研や保健所、近隣市町村、職能団体との平時からの連携強化。

【人材育成】

- ・ 研修や有事を想定した**実践型訓練**等を通じた人材育成の実施。

域内の主導・支援

都道府県



域内の人材育成等の支援
域内の体制整備等の統括

役割： 平時のうちから都道府県のリーダーシップの下、都道府県域内の体制整備を進めていくことが必要。有事の際には、情報集約や自治体間調整、業務の一元化等の対応による都道府県域内の支援が求められる。

【健康危機管理体制の強化】

- ・ **連携協議会**での関係機関等との平時からの議論・協議による地衛研等を含む検査体制等について**予防計画**を策定。

【連携の強化】

- ・ 連携協議会等を活用した自治体や感染研等関係機関、職能団体等との意見交換や調整等を通じた平時からの連携強化。

【人材育成】

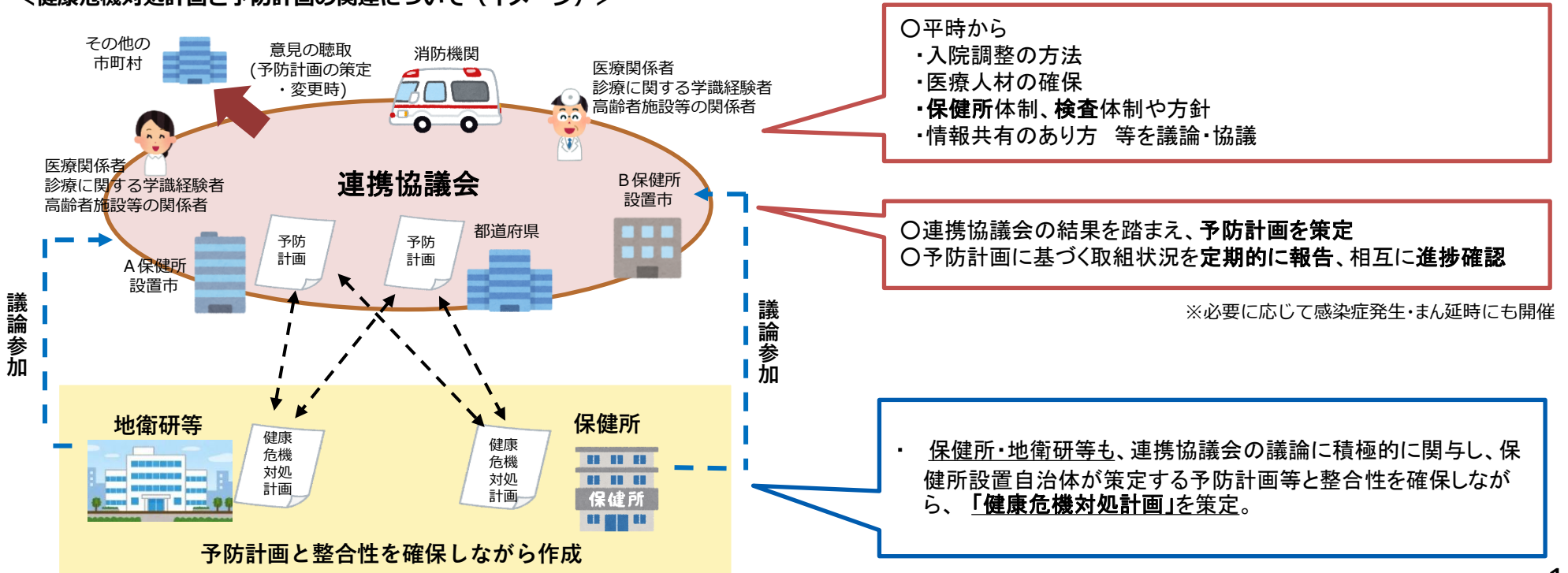
- ・ 都道府県域内の人材育成の支援（感染研の研修への派遣調整等）。

健康危機対処計画について

健康危機対処計画の概要

- 各保健所及び各地衛研等は、現場において平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実行性を担保するため、地域保健基本指針に基づき作成されている手引書の改定等により、「健康危機対処計画」を策定<地域保健法に基づく基本指針に位置づけ>。
- 都道府県連携協議会の議論に参加し、予防計画と整合性を確保しながら策定することを想定しているため、**令和5年度中に策定すること**。計画の見直し期間に特段の定めはないが、実践型訓練の実施や今後の健康危機対応を踏まえながら、必要に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

<健康危機対処計画と予防計画の関連について（イメージ）>



次の感染症に備えて

(保健所、地方衛生研究所等の体制強化)

- 以下の体制を確保するため、保健所設置自治体においては予防計画を策定し、保健所及び地方衛生研究所等においては健康危機対処計画を策定する。

	流行初期（発生～1か月）	流行初期以降（1か月～）
病原体を迅速に把握し、対策に活かす	<ul style="list-style-type: none"> ○地方衛生研究所等を中心とした検査・サーベイランス体制 ・国立感染症研究所、地方衛生研究所等のネットワークにより初期検査能力を確保 ・民間検査機関の活用により検査能力の上乗せ 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間検査機関を中心とした検査体制 ○地方衛生研究所等は変異株の追跡などサーベイランスを実施 ・発熱外来の患者数に対応可能な検査能力を確保 ・民間検査機関等との協定
感染症のまん延を防止し、医療につなげる	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所において、流行開始と同時に有事体制に移行 ・動員リスト発動 ・IHEAT派遣要請 ・BCPの発動 ・業務効率化の検討・着手 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所業務効率化の推進 ・都道府県による一元化 ・外部委託

国においては、

- ・内閣感染症危機管理統括庁が、厚生労働省感染症対策部等と連携しながら、司令塔機能を担う。
- ・国立健康危機管理研究機構は、これらの組織に科学的知見を提供する。

地域における健康危機管理に関する保健所・地衛研等の計画の整備

健康危機管理			
感染症			自然災害等
新型インフルエンザ等 特措法	感染症法	地域保健法	
国	政府行動計画	感染症法基本指針	地域保健基本指針
		予防計画策定ガイドライン	地域健康危機管理ガイドライン
			健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン
都道府県	行動計画	予防計画	（手引書）
保健所設置市	行動計画	予防計画	（手引書）
一般市町村	行動計画	予防計画と整合性を踏まえながら作成	（手引書）
保健所	マニュアル		手引書（マニュアル）
地方衛生研究所			マニュアル

※健康危機対処計画は、既存の手引書やマニュアルの改定でもよい。

国立健康危機管理研究機構と地方衛生研究所等の連携強化

- 全国的な検査能力やサーベイランス能力の向上を図るため、地域保健法を改正し、
 - ・ 地方衛生研究所等と国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」）の連携強化の必要性等を踏まえ、試験検査やサーベイランス（情報収集、整理、分析、提供）など、地方衛生研究所等とJIHSとの間で行われる連携業務を法定化するとともに、
 - ・ 地方衛生研究所等に対し、検査結果や地域の感染状況等の情報提供への協力義務や、その職員にJIHSの研修を受講させる努力義務を規定。

※ 本改正に際し、調査研究や試験検査等を実施する機関を「地方衛生研究所等」と規定。

JIHS（特殊法人）

JIHSの業務（国立健康危機管理研究機構法）

- 感染症に関する科学的知見の収集、整理、分析、提供
例：国外からの情報の収集・分析、地方の感染状況等の集約・分析、これらの情報の行政機関等への提供など
- 病原体等の収集、検査、保管等やこれらに必要な技術や試薬等の開発・普及
例：全国で収集した検体を集め、検査、保管等を行うとともに、検査技術や試薬の開発や検査機関等への提供など
- 地方衛生研究所等の職員に対する研修、技術的支援等
例：検査技師等に対するゲノム解析等の専門技術的な研修の実施、検査精度の管理など

全国的サーベイランスシステム による一体的情報共有

- ・ 国際的な知見や全国的な感染状況等の提供
- ・ 検査技術や試薬の提供
- ・ 地方衛生研究所等の職員に対する研修（感染症疫学、検査法など）

相互に連携

- ・ 収集した検体や地方衛生研究所で実施した検査結果の提供
- ・ 地域の感染状況等の提供
- ・ 研修の受講

地方衛生研究所等（保健所設置自治体）

（地域保健法の改正）

- ・ 検査結果や地域の感染状況等の情報提供への協力（義務）
- ・ 職員に対するJIHSの研修受講の機会を付与（努力義務）

（参考）

地方衛生研究所等の業務（令和4年の感染症法等改正）

- 調査・研究
例：試験検査の精度を高める研究
- 試験・検査
例：地域で発生した感染症の検査の実施など
- 情報収集、分析、提供
例：地域の感染情報の収集、状況の分析、保健所等への提供など
- 研修指導
例：地方衛生研究所等の職員の資質向上のための研修、訓練など

全国的な検査能力やサーベイランス能力の向上

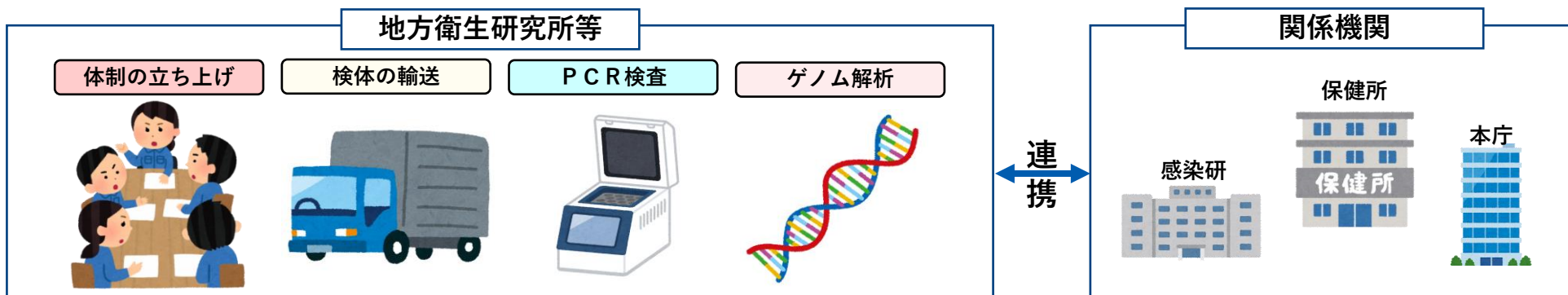
地域健康危機管理体制推進事業（地方衛生研究所等の体制強化）

1 事業の目的

次の感染症危機に備え、新興・再興感染症検査体制の初動を速やかに行い、スムーズに検査やゲノム解析に当たることができるよう、各地方衛生研究所等における検査訓練等について支援を行う。

2 事業の概要・スキーム等

次の感染症危機に備え必要な訓練のイメージ



感染拡大時に迅速な対応が可能となるよう、必要な訓練を実施

※ 検査訓練の実施について、次の感染症危機に当たっては、地方衛生研究所等の人員だけでなく、感染研や保健所、民間検査機関等の外部人材も、速やかに検査を実施できるように育成することも想定されることから人員体制の計画を踏まえながら、関係機関等連携し、訓練を実施することが望まれる。

3 実施主体等

実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区
補助率：国1/2、実施主体（保健所設置自治体）1/2

厚生労働省



保健所設置
自治体

次の感染症危機に備えた対応（令和8年度地衛研等予算関係）

<地衛研等における職員>

- 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、地衛研等の恒常的な人員体制強化を図るため、職員を約150名増員するために必要な地方財政措置を講じている。（令和5年度～）

※普通交付税措置において、標準団体（人口170万人、地衛研等数1カ所）の措置人数を2名増員（令和3年度も1名増員）

※参考：感染症法等の改正を踏まえ、令和5年度以降に地衛研等において実施が必要な業務

平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与、②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施、③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化、④保健所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化 等

<地衛研等の検査能力向上や情報収集等の機能強化のための訓練等の実施>

- 次の感染症危機に備え、新興・再興感染症検査体制の初動を速やかに行い、スムーズに検査やゲノム解析に当たることができるよう、各地衛研等における検査訓練について支援を行う。（令和5年度～）

※ 検査訓練の実施について、次の感染症危機に当たっては、地衛研等の人員だけでなく、感染研や保健所、民間検査機関等の外部人材も、速やかに検査を実施できるように育成することも想定されることから人員体制の計画を踏まえながら、関係機関等連携し、訓練を実施することが望まれる。

令和8年度予算案：1.0億円 補助率：国1/2、自治体1/2 実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区

<地衛研等の感染症検査室部分に係る施設整備の実施>

- 地方衛生研究所等が、次の感染症危機において、事業目的に記載した役割を果たすことができるように、体制整備を行うため、地方衛生研究所等の感染症検査室に係る新設・改築・増設・改修等について、保健衛生施設整備費のメニューに位置づける。（令和6年度～）

<対象>

地域保健法第26条に基づく調査・研究、試験・検査を行うために必要な地方衛生研究所等の改修等のために必要な工事費または工事請負費及び工事事務費

令和8年度予算案：40億円の内数 補助率：国1/2、自治体1/2 実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区、地方独立行政法人